

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	道路法等の一部を改正する法律案（①防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 道路法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定 <input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較 <input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	
【課題の説明】		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、現在、義務占用物件として道路占用の許可を受けている施設の数（水管、下水道管、ガス管、電柱等）、及び本件規制の拡充により、義務占用物件であっても道路占用を禁止又は制限することができる区域に指定することが見込まれている路線の数が分かれば、御教示下さい。

○ 国土交通省の説明

義務占用物件として道路占用の許可を受けている施設について、把握している内容は以下のとおりである。

- ・ 電信電話事業（電柱） 461 万本（H21.3 末現在）
- ・ 電信電話事業（管路） 656 千 km（H21.3 末現在）
- ・ 電気事業（電柱） 831 万本（H21.3 末現在）
- ・ 電気事業（管路） 54 千 km（H21.3 末現在）
- ・ ガス事業 216 千 km（H20.3 末現在）
- ・ 水道事業 610 千 km（H20.3 末現在）
- ・ 下水道事業 417.2 千 km（H20.3 末現在）

（注）電気事業（電柱）のうち、東京電力分についてはH20.3 末現在の値。
水道事業は導水管を除いた値。

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「既設の占用物件の撤去に要する費用」及び「他の場所への当該物件の移設に要する費用」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、新たに義務占用物件を設置しようとする者にとって、本件規制の拡充により、指定区域内に物件を設置できないことに伴い、これまでよりも設置費用の増加が発生することが想定される。

○ 国土交通省の説明

御指摘のとおり「新たに義務占用物件を設置しようとする者」に関する分析を行った方がより詳細な分析であったと考える。

なお、仮に当該分析を加味した場合であっても、本規制措置により守られる多くの人命等の便益や被災地の復旧等の迅速化の便益の大きさを鑑みれば、発生する費用は、社会的に受忍されるべきものと考えられることから、分析結果に影響はない。